

確認申請等手数料

令和3年4月1日

羽曳野市都市開発部建築指導課

《表1》建築物の確認申請等手数料 【羽曳野市建築基準法施行条例第6条別表・附表1、2、3、4及び5】
(単位：円)

床面積の合計	確認申請		中間検査	完了検査 ☆	
	書類又は図書のみによる申請*1	構造計算適合性審査*2を要する場合(左記にプラス) ※当該構造計算適合性審査に係る建築物ごと		中間検査有	中間検査無
100㎡以下	33,000	117,100	18,000	20,000	22,000
100㎡超え 200㎡以下	44,000		21,000	24,000	26,000
200㎡超え 500㎡以下	60,000	140,000	27,000	30,000	32,000
500㎡超え 1,000㎡以下	87,000	162,800	46,000	52,000	55,000
1,000㎡超え 2,000㎡以下	116,000	185,700	62,000	71,000	76,000
2,000㎡超え 10,000㎡以下	275,000	221,900	168,000	199,000	209,000
10,000㎡超え 50,000㎡以下	470,000	294,700	255,000	288,000	308,000
50,000㎡超え	730,000	541,300	430,000	478,000	518,000

○ 同一棟として増築する場合の確認申請手数料の算出の床面積【附表1備考1(2)】

$$= (\text{増築部分の床面積}) + (\text{増築に係る既存部分の床面積} \times 1/10) \text{ *3、*4}$$

○ 大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更場合の確認申請手数料の算出の床面積【附表1備考1(3)】

$$= (\text{当該修繕等に係る床面積} \times 1/2) + (\text{当該修繕等に係る部分以外の床面積} \times 1/10) \text{ *3}$$

○ 計画変更の確認申請手数料の算出の床面積【附表1備考1(4)】

$$= (\text{当該計画を変更する部分の床面積}) \text{ *5} \times 1/2$$

☆：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省エネ基準適合義務に係る場合は上記該当する完了検査の額に次の表の該当する額を加算

(単位：円)

省エネ基準適合義務の対象床面積の合計	建築物の用途	金額
1,000㎡未満のもの	工場等のみのも	19,500
	その他のもの	85,500
1,000㎡以上 2,000㎡未満のもの	工場等のみのも	27,900
	その他のもの	112,800
2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	工場等のみのも	70,200
	その他のもの	181,300
5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの	工場等のみのも	105,400
	その他のもの	235,400
10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの	工場等のみのも	131,600
	その他のもの	282,500
25,000㎡以上 50,000㎡未満のもの	工場等のみのも	163,300

	その他のもの	331,500
50,000 m ² 以上のもの	工場等のみのもの	226,900
	その他のもの	428,100

○増築(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となるものに限る。以下同じ。)又は改築をする場合において、当該増改築に係る建築物のうち当該増改築をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。

○増築をする場合において、低炭素建築物新築等計画又は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受け、かつ、当該認定を適合判定通知書の交付を受けたものとみなしたときは、床面積の合計は、増築部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

○「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

《表2》 建築設備・工作物の確認申請等手数料 【羽曳野市建築基準法施行条例第6条別表・附表7及び8】
(単位：円)

	確認申請	計画変更確認申請	完了検査
	書類又は図書のみによる申請 ^{※1}	書類又は図書のみによる申請 ^{※1}	
建築設備 ^{※6} (小荷物用昇降機以外)	21,000	13,000	18,000
小荷物用昇降機 ^{※6}	11,000	9,000	10,000
工作物 ^{※7}	18,000	10,000	12,000

※1：磁気ディスク等による申請の場合は、2,000円を減じた額

※2：法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書の規定による審査を行う場合
当該構造計算適合性審査に係る建築物ごとの床面積

※3：平成12年6月1日以後の確認済証の交付を受けたもの場合は不要

※4：住宅(共同住宅等含)のEV増築で既存部分の1/20以下かつ50m以下で、既存部分の構造耐力上の危険性を増大させないものは不要

※5：羽曳野市建築基準法施行細則第56条を参照

※6：1の建築設備ごと

※7：1の工作物ごと